

福大会第2号
令和8年5月14日

環境大臣 殿

国立大学法人福島大学長
佐野孝治

環境物品等の調達実績の概要について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

令和7年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人福島大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第百号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和7年度の経緯

令和7年度については、同年4月1日国立大学法人福島大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和7年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」及び「令和7年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」のとおりである。

調達方針において、調達総量に対する基本方針の判断の基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標とした。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品、その他の物品および役務等の調達状況

物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(3) 当該年度調達実績に関する評価

令和7年度においては、当初の年度調達目標を達成していると認められる。

令和8年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。